

日連17第834号
(業1第65号)
平成17年10月31日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、納税者からみた税務行政の今日的課題点について

(諮問の趣旨)

わが国の税務行政は、近時において課税当局の内部通達や情報の公開等が進められ、また、いわゆる事前照会に対する文書回答手続制度が見直されるなど、納税者の利便に資する方策がとられてきました。しかしながら、納税者の権利を擁護し、課税の予測可能性を高めるためには、なお改善すべき点があると思われま

す。その一は、過大申告に対する減額手続の期間制限の問題です。課税当局による更正は法定申告期限から5年間可能であるのに対し、納税者の更正の請求は原則として1年以内とされています。このような期間制限の差異があるため、更正の請求の期間を経過した後に過大申告が判明した場合の納税者をどのように救済するかという問題があります。この点に関し、税務の現場では、いわゆる「嘆願書」を提出する必要があるといわれていますが、当該文書は法的根拠のないものであり、その性格や提出の要否が不明であるという指摘があります。

その二は、課税当局の「見解」について、その性格が明確でないという問題です。この点に関し、近年において、課税当局の在職者名で執筆された書籍の内容を信頼して行った申告が否認され、かつ、加算税の課税処分を受けるという事例が生じています。こうした事例が発生すると、納税者において課税予測が困難になるとともに、税務行政に対する不信感が増大しないとも限りません。また、この問題は、いわゆる信義則について、租税法に適用されるか否かの検討も求められていると考えられます。

そこで、以上のような点を中心として、納税者の立場からみた税務行政の課題点とそのあり方について検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。